

奈良国道事務所風水害対策部運営計画

第1条 目的

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、奈良国道事務所の所掌に係る一般国道に風水害が発生した時、若しくはおそれがある時、とるべき措置及び組織を整備し防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第2条 風水害対策部の設置

前条の目的を達成するため奈良国道事務所に奈良国道事務所風水害対策部（以下「対策部」という）を置く。

第3条 組織及び業務分担

1. 対策部長は事務所長とし、奈良国道事務所風水害対策部を指揮するものとする。対策副部長は、副所長又は事務所長の指名する職員とし、対策副部長は、対策部長を補佐すると共に、報道機関との対応にあたるものとする。
2. 対策部の組織は「組織及び編成表」（別表－1）のとおりとし、各班の業務分担は「業務分担」（別表－2）のとおりとする

第4条 警戒体制等の発令

1. 対策部長は、気象情報等の適用区分に基づき警戒体制等の発令及び解除を指令しなければならない。
2. 気象情報等の適用区域、及び異常気象時等において法面等の崩落のおそれがある時の体制対象雨量は次のとおりである。

号線	区域	延長	雨量観測所		注意強化体制対象雨量	警戒体制対象雨量	非常体制対象雨量(通行止)	摘要
25号	奈良県北葛城郡王寺町 藤井（亀ノ瀬）	1.4k	かめのせ 亀ノ瀬		120	160	地すべりによる危険が予想される場合	王寺町かめのせ 亀ノ瀬の注意強化、警戒体制対象雨量は参考値とする。
25号 (名阪)	奈良県奈良市針町 ～奈良県天理市石上	15.1k	はり 針	奈良国道 管理区間	100	120	160	
			たかみね 高峰					
	その他の区域		まいたに 米谷		250	300		
			こうのくち 神野口					
			おぐら 小倉					
			当該出張所		250	300		

- 注1) 雨量は連続雨量とし、連続雨量の判断は、降雨状況、気象状況等を総合的に判断して行うが、原則として降雨の3時間以内の中断は、連続雨量として取扱う。但し時間降雨量2mm以下が連続3時間でゼロリセットとみなす。
- 注2) 名阪国道において、5ヶ所の観測所のうち1箇所でも非常体制雨量を超えた場合、非常体制を発令するものとする。
- 注3) 大阪国道事務所かめのせ
亀ノ瀬雨量規制区間において非常体制（200mm）のおそれがあり、大阪国道事務所からの要請があれば、奈良県側の交通規制を奈良国道事務所が行う。
- 注4) 「地すべりによる危険が予想される場合」とは、大和川河川事務所が、第1警戒体制を発令した場合をいう。第1警戒体制の発令基準は、(1)地すべりの移動が3cmになったとき、(2)地すべりの亀裂の発生がみられたとき、奈良国道事務所に地すべり情報が伝達される。

気象台情報適用区域一覧表

号 線	区 域	気 象 台 名
24号 25号 163号 165号	各 指 定 区 間 全 線	奈良地方気象台 外線(非公開) 0742-23-4532

3-1. 警戒体制等の区分、及び発令基準は次のとおりとする。

体制区分	発 令 基 準
注意体制	<ol style="list-style-type: none"> 1) 風雨に関する注意報若しくは警報（以下「注意報等」という。）が発令され、対策部長が必要と判断した場合。「注意報等」には管内国道沿道河川の「氾濫注意情報」を含む。 2) 道路対策本部長（局長）が指示した場合。 3) 対策部長が必要と判断した場合。
注意強化体制	<ol style="list-style-type: none"> 1) 注意報等の発表下、連続雨量が別に定める注意強化体制対象雨量に達した場合。
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 1) 注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める警戒体制対象雨量に達した場合。 2) 道路災害により通行規制を行う必要がある場合。 これには管内国道沿道河川に「避難判断情報」「はん濫危険情報」の発令により浸水被害の恐れがある場合を含む。 3) 道路対策本部長（局長）が指示した場合。 4) 対策部長が必要と判断した場合。
非常体制	<ol style="list-style-type: none"> 1) 注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める非常体制対象雨量に達した場合。 2) 重大な被害が発生し、交通が途絶した場合。 これには管内国道沿道河川に「はん濫発生情報」が発令され、浸水被害がある場合を含む。 3) 通行止が発生した時又は、緊急事態が予測される場合。 4) 道路対策本部長（局長）が指示した場合。 5) 対策部長が必要と判断した場合。
解 除	<ol style="list-style-type: none"> 1) 対策部長が、災害発生の恐れが無くなったと判断した場合。

注1) 管内の注意報等の発令地域は、奈良市、大和郡山市、天理市、田原本町、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、五條市、斑鳩町、川西町、三宅町、三郷町、王寺町、生駒市、香芝市に発令された場合をいう。

※別冊 参考-11参照

注2) 管内国道沿道河川とは、県内の注意情報等を発令する河川のうち浸水ハザードマップにより国道が浸水する可能性のある河川を指し、現在、大和川、佐保川、富雄川、葛城川、秋篠川、高田川、曾我川、高取川、飛鳥川、寺川、地蔵院川である。

3-2. その他の運用

3-2-1. 国道25号王寺町藤井(亀ノ瀬地区)の水位(亀ノ瀬地区)の運用について、下記のとおり実施するものとする。

体制	国道25号王寺町藤井(亀ノ瀬地区)	備考
-	奈良県北西部に大雨洪水警報が発表された時点	情報室で水位情報の監視
注意体制	藤井水位観測所の水位が、6m(はん濫注意水位)を越えた時点	維持業者による現地パトロールを実施(情報室より依頼)
警戒体制	藤井水位観測所の水位が、ハイドログラフ(水位の予測値)で、8.293m(計画高水位)を越える予測値が出た時点	維持業者による現地パトロール及び交通規制準備
非常体制	藤井水位観測所の水位が、8.293m(計画高水位)を越えて通行止を行う場合	

※体制解除については、藤井水位観測所の水位が、6m(はん濫注意水位)を下回り、3時間後の道路パトロールの結果、現地に異常がなく、対策部の設置が、必要なくなったと判断される場合に行うものとする。

※ハイドログラフ(水位の予測値)は、大和川河川事務所より提供をうけるものとする。

(大和川河川事務所の大和川洪水予測システム(別表-15)により確認可能)

奈良国道事務所地震災害対策部運営計画

第1条 目的

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、奈良国道事務所の所掌に係る一般国道に地震災害が発生した時、とるべき措置及び組織を整備し防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第2条 地震災害対策部の設置

前条の目的を達成するため奈良国道事務所に奈良国道事務所地震災害対策部（以下「対策部」という）を置く。

第3条 組織及び業務分担

1. 対策部長は事務所長とし、奈良国道事務所地震災害対策部を指揮するものとする。対策副部長は、副所長又は事務所長の指名する職員とし、対策副部長は、対策部長を補佐すると共に、報道機関との対応にあたるものとする。
2. 対策部の組織は「組織及び編成表」（別表－1）のとおりとし、各班の業務分担は「業務分担」（別表－2）のとおりとする。

第4条 警戒体制等の発令

1. 対策部長は、以下の発令基準に基づき警戒体制等の発令及び解除を指令しなければならない。

体制区分	発 令 基 準
注 意 体 制	①管内※に震度4の地震が発生した場合 ②対策部長が必要と判断した場合 ③道路部対策本部長（局長）が指示した場合
警 戒 体 制	①管内※に震度5弱または5強の地震が発生した場合 ②対策部長が必要と判断した場合 ③道路部対策本部長（局長）が指示した場合
非 常 体 制	①管内※に震度6弱以上の地震が発生した場合 ②地震による重大な災害が発生した場合 ③対策部長が必要と判断した場合 ④道路部対策本部長（局長）が指示した場合

※管内とは、奈良市、大和郡山市、天理市、田原本町、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、五條市、斑鳩町、川西町、三宅町、三郷町、王寺町、生駒市、香芝市 を指す。（別冊 参考-12）各出張所の体制の発令は管内の出張所ごとに発令する。

（対策班長は、上記の管内外にかかわらず、情報の収集に努めるものとする。）

※管内以外の奈良県内において震度5弱以上の地震が発生した場合、対策部長と対策副部長に報告し、体制について指示を受けるものとする。

奈良国道事務所道路災害対策部運営計画

第1条 目的

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、奈良国道事務所の所掌に係る一般国道に災害が発生したとき、若しくは恐れがあるとき、とるべき措置及び組織を整備し、防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第2条 道路災害対策部の設置

前条の目的を達成するため奈良国道事務所に奈良国道事務所道路災害対策部（以下「対策部」という）を置く。

第3条 組織及び業務分担

1. 対策部長は事務所長とし、奈良国道事務所道路災害対策部を指揮するものとする。対策副部長は、副所長又は事務所長の指名する職員とし、対策副部長は、対策部長を補佐すると共に、報道機関との対応にあたるものとする。
2. 対策部の組織は「組織及び編成表」（別表－1）のとおりとし、各班の業務分担は「業務分担」（別表－2）のとおりとする。

第4条 防災体制の発令

1. 対策部長は、以下の発令基準に基づき体制を発令及び解除しなければならない。

体制区分	発 令 基 準
注 意 体 制	①道路災害による通行規制の恐れがある場合 ②対策部長が必要と判断した場合
警 戒 体 制	①道路災害が発生し通行規制が生じた場合 ②対策部長が必要と判断した場合 ③道路対策本部長（局長）が指示した場合
非 常 体 制	①道路災害が発生し、重大な被害が発生した場合 ②対策部長が必要と判断した場合 ③道路対策本部長（局長）が指示した場合